

簡易陰圧ブース導入について

設備備品

特記仕様書

令和4年1月
社会福祉法人 偕生会

1. 内容

簡易陰圧ブース導入について

2. 場所

- ①特別養護老人ホーム那覇偕生園 10台（那覇市首里石嶺町4丁目390番地）
- ②特別養護老人ホーム首里偕生園 3台（那覇市首里石嶺町4丁目390番地）
- ③特別養護老人ホーム沖縄偕生園 3台（糸満市小波蔵321番地）
- ④特別養護老人ホーム小禄偕生園 3台（那覇市宮城1丁目18番地）
- ⑤特別養護老人ホーム南風見苑 1台（八重山郡竹富町字上原870-237）

3. 目的

新型コロナウイルス感染者対策用に陰圧ブースを導入し、感染症の拡大を防止するため。

4. 納期

入札決定日から令和4年3月末日までとする。

5. その他（条件等）

- ① 搬入等の日程、納品場所、作業計画については担当者と協議し指示に従うこと。
- ② 納品の際に発生する梱包材等は、受注者が責任を持って処分を行うこと。
- ③ 搬入の際には、車両の進入、備品の移動等、施設内の安全を最優先し事故のないよう十分に配慮すること。
- ④ 作業中は、施設及び施設内の設備等への汚損・毀損に十分注意を払うこと。
- ⑤ 搬入後、現場職員に機器等の取扱い説明を行うこと。
- ⑥ その他、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた時は、担当者と協議のうえ決定するものとする。

6. 提出書類

受注者は下記の書類を提出すること。また、書類は原則としてA4サイズとすること。

- ① 納品後に提出するもの
 - ・引渡書
 - ・請求書
 - ・各種取扱説明書
 - ・納品された備品類の写真
- ② その他受注者が必要と認める書類

7. 現地調査

受注者は本仕様書に基づくほか、十分な現地調査を行い、納品にあたるものとする。
但し、現地調査を行う場合は、施設担当者へ事前連絡を行なうこととする。

8. 保証期間

各備品類において、保証期間後であっても、その原因が不良品と判断した場合は、受注者の負担により速やかに修理すること。

9. 留意事項

- ① 必要な書類、資料等は発注者が提供するほかは全て受注者で収集するものとする。
- ② 受注者は施設側と十分に打ち合わせを行い、施設運営に支障のないようにしなければならない。また、計画上重要な決定については必ず発注者の承認を得るものとする。
- ③ 受注者は業務処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ④ 納品後において、発注者から備品の返品又は取替えを指示された場合は、受注者はこれに従わなければならない。この時の費用は別途協議を図るものとする。

10. 設備備品等仕様書

品番 HOZAN CL-905-A 陰圧ブース（全高上下型）

11. 特記事項

- ① 納品時、開梱及びブースの組立・設置全てを行う事。
- ② 設置後、施設内移動の際、施設より依頼があればブースの解体再設置の作業を行える事。この時の費用は保証期間内においては見積金額に含めそれ以外は別途協議を図るものとする。
- ③ ブースに関しての定期的な点検・清掃・消毒・アフターメンテナンスを行える事。
- ④ 緊急時の際、終日のメンテナンス対応が可能な事。
- ⑤ 解体・移動・組立・メンテナンスにおける作業工賃等の無償期間はおおむね18ヶ月としその頻度によっては別途協議を図るものとする。
- ⑥ 納品設置後も継続的に組立・解体及び取扱等を施設スタッフに現場指導できる事。